

## 通関業許可の承継の承認書

住 所  
氏名又は名称

住 所  
氏名又は名称

令和 年 月 日付で申請のあった通関業許可の承継の申請については、通関業法第 11 条の 2 の規定に基づき下記のとおり承認します。

### 記

#### 1 通関業務を行うことができる営業所の名称及び所在地

- i 主たる営業所
- ii その他の営業所

#### 2 相続があった年月日又は合併、分割若しくは通関業の譲渡しが予定されている年月日

#### 3 条 件

令和 年 月 日

税 関 長 印

- (注) 1. 法第 34 条第 1 項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付することがあります。
2. この承認書に付された条件の変更を求める場合は、許可等条件変更申請書（税関様式B第 1010 号）を主たる営業所の所在地を管轄する税関長に提出してください。

#### 【不服申立てについて】

この処分（当該処分が申請通りでない場合に限り。）について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。

#### 【取消しの訴えについて】

- 1 この処分（当該処分が申請通りでない場合に限り。）については、審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 財務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。

（規格 A 4）